弘

2019.10.4

一般社団法人　日本自動車車体工業会

中央業務委員会

中小企業用「企業行動憲章」ガイドライン（案）

企業行動憲章が検討中、未設定の会員に向けたガイドラインを提案する。

各企業が「コンプライアンスを重視した経営」を行うため行動指針を示すことが大切であり、既設定済の企業例や日本経団連が定義している10の原則、当会が2014年に策定した参考例をもとに以下にまとめた。

　コンプライアンスの対象となる規範

1.法規範　：法律、条令、その他政府の規則など

2.社内規範：社内ルール、業務マニュアルなど

3.倫理規範：企業倫理、社会的規範など

企業は、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値及び雇用創出と自律的で責任のある行動を通じて、持続可能な社会をけん引する役割を担う。そのため企業は、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守しつつ、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていく必要がある。

その指針として以下の内容を織り込んだ「企業行動憲章」を定める。

1．社会規範の遵守と公正な事業慣行

　　法令を遵守するとともに、公正、透明、自由な競争並びに適正な取

引を行い、政治、行政との関係においても健全で正常な関係を保つ。

2．公正な情報開示

企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステ

ークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

3．環境対応

環境への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、

自主的、積極的に行動する。

4．社会参画と発展への貢献

良き企業市民として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

＜今後の対応＞

・昨年のアンケート結果未設定回答の16社に対し、本内容をもとにサポート

　していく。